

印

# 債権差押命令申立書

収入印紙

仙台地方裁判所第4民事部 御中

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

申立債権者

印

電話 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

ファクシミリ \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

当事者 }  
請求債権 } 別紙目録のとおり  
差押債権 }

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

ㄱ 第三債務者に対し、陳述催告の申立て（民事執行法第147条1項）をする。

陳述催告の申立ては任意です。  
「陳述催告」とは、第三債務者に差押債権の有無等についての「陳述書」の提出を催告する手続です。

## 添付書類等

- |   |              |       |          |
|---|--------------|-------|----------|
| 1 | 執行力のある債務名義正本 | _____ | 通        |
| 2 | 同 送達証明書      | _____ | 通        |
| 3 | 資格証明書        | _____ | 通        |
| 4 | 収入印紙         | 4,000 | 円分(貼付済み) |
| 5 | 郵便切手         | _____ | 円分       |

( については、ㄱを付したものに限り該当事項である。 )

印

## 当事者目録

( のある事項は、 にレを付したものに限り該当事項である。 )

「債権者」及び「債務者」の住所・氏名(以下、住所等という。)はいずれも債務名義(判決、仮執行宣言付支払督促、公正証書などのこと)に記載されているとおりに記載してください。

債務名義に記載された住所等と現在のものが異なる場合は、債務名義上の住所等と現在のものを併記してください。その場合には、転居や改姓等の経過が分かるように、住民票写し、戸籍謄本、附票写しなどを提出してください。

(住所) 〒 \_\_\_\_\_ 仙台市宮城野区 町 丁目 番号

債権者(氏名又は法人名) \_\_\_\_\_

代表者 代表取締役 \_\_\_\_\_

(送達場所)レ住所に同じ

〒 \_\_\_\_\_

(債務名義上の住所) \_\_\_\_\_

(債務名義上の氏名又は法人名) \_\_\_\_\_

(住所) 〒 \_\_\_\_\_ 仙台市泉区 町 丁目 番号

フリガナ 債務者(氏名又は法人名) \_\_\_\_\_ フリガナ

代表者 代表取締役 \_\_\_\_\_

(レ債務名義上の住所) \_\_\_\_\_ 仙台市太白区 町 丁目 番号

(レ債務名義上の氏名又は法人名) \_\_\_\_\_ フリガナ

(住所) 〒 \_\_\_\_\_ 仙台市青葉区 町 丁目 番号

第三債務者(氏名又は法人名) 株式会社 銀行

レ代表者レ代表取締役 \_\_\_\_\_

(レ送達場所) 〒 \_\_\_\_\_ 仙台市泉区 町 丁目 番号

株式会社 銀行 支店

第三債務者とは債務者にお金などを支払うべき立場にある人のことです。

会社の場合は、資格証明書に基づいて、本店所在地、会社の名称及び代表者の氏名を記載してください。

債務者の銀行預金を差し押さえる場合、送達場所として、差し押さえるべき預金がある支店の所在地及び支店名を記載してください。

印

## 請求債権目録

下記の執行力のある債務名義の正本に表示された金員及び執行費用  
( のある事項は、 にレを付したものに限り該当事項である。)

記

### 1 債務名義

\_\_\_\_\_ 地方 裁判所 \_\_\_\_\_ 支部 平成 \_\_\_\_\_ 年 ( \_\_\_\_\_ ) 第 \_\_\_\_\_ 号事件の  
レ判決 \_\_\_\_\_ 和解調書 \_\_\_\_\_ 調停調書  
第 \_\_\_\_\_ 回口頭弁論調書 ( 判決 \_\_\_\_\_ 和解 \_\_\_\_\_ 少額訴訟判決 )

### 2 請求債権

(1) 元本 金 \_\_\_\_\_ , \_\_\_\_\_ 円

ただし、レ主文第 \_\_\_\_\_ 項の \_\_\_\_\_ 和解条項第 \_\_\_\_\_ 項の  
\_\_\_\_\_ 調停条項第 \_\_\_\_\_ 項の \_\_\_\_\_ 請求の趣旨第 \_\_\_\_\_ 項の  
レ金員 金 \_\_\_\_\_ 円の 残金

(2) 利息金 金 \_\_\_\_\_ , \_\_\_\_\_ 円

ただし、(1)のレ金員 \_\_\_\_\_ 金員の内金 \_\_\_\_\_ 円  
に対する平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで  
年 \_\_\_\_\_ パーセントの割合による利息金

(3) 遅延損害金 金 \_\_\_\_\_ , \_\_\_\_\_ 円

ただし、(1)のレ金員 \_\_\_\_\_ 金員の内金 \_\_\_\_\_ 円  
に対する平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで  
年 \_\_\_\_\_ パーセントの割合による遅延損害金

損害金は、債務名義上、元本が完済されるまで請求できる場合であっても、申立ての当日までに限定して算出し、記載してください。

(4) 執行費用 金 \_\_\_\_\_ , \_\_\_\_\_ 円

(内訳) 本申立手数料	金 _____ 4 , 0 0 0 円
差押命令送達費用	金 _____ , _____ 円
本申立書作成及び提出費用	金 _____ 1 , 0 0 0 円
資格証明書等交付手数料	金 _____ , _____ 円
執行文付与申立手数料	金 _____ 3 0 0 円
送達証明書申請手数料	金 _____ 1 5 0 円

合計 金 \_\_\_\_\_ , \_\_\_\_\_ 円

債務者は、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 } を支払日とする分割金の支払いを怠り、  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 }  
その額が \_\_\_\_\_ 円に達したので、  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日の経過により、当然に期限の利益を喪失した。

【判決・和解・調停用】

印

## 差 押 債 権 目 録

差押債権額は、請求債権額を超えることはできません。

金 \_\_\_\_\_ , \_\_\_\_\_ 円

ただし、債務者が第三債務者株式会社 \_\_\_\_\_ 銀行（ \_\_\_\_\_ 支店 扱い）に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時まで既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

### 記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
  - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
  - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
  - (1) 円貨建預金
  - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。）
- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。
  - (1) 定期預金
  - (2) 定期積金
  - (3) 通知預金
  - (4) 貯蓄預金
  - (5) 納税準備預金
  - (6) 普通預金
  - (7) 別段預金
  - (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金があるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

【銀行預金用】

## 差 押 債 権 目 録

ただし、債務者が下記各第三債務者に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、下記各差押金額に満つるまで。

### 記

第三債務者が複数の場合（同一の第三債務者で取扱支店が複数の場合を含む。）には、各差押金額の合計額は請求債権額を超えることはできません。

#### 各第三債務者及び各差押金額

- 1．差押金額 金 \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_ 円（ \_\_\_\_\_ 株式会社 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店扱い）
- 2．差押金額 金 \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_ 円（ \_\_\_\_\_ 株式会社 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店扱い）
- 3．差押金額 金 \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_ 円（ \_\_\_\_\_ 株式会社 × × 銀行 × × 支店扱い）
- 4．差押金額 金 \_\_\_\_\_ 円（ \_\_\_\_\_ 支店扱い）

#### 預金債権

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
  - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
  - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
  - (1) 円貨建預金
  - (2) 外貨建預金(差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。)
- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。

(1) 定期預金	(5) 納税準備預金
(2) 定期積金	(6) 普通預金
(3) 通知預金	(7) 別段預金
(4) 貯蓄預金	(8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金があるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

【銀行預金用（複数）】